

## 都市整備局換地清算金の徴収等に関する業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

#### 第1条

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都市整備局換地清算金の徴収等に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

#### 第2条

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記試験
- ② 面接

### (再度の任用)

#### 第3条

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間等)

#### 第4条

（1）会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

##### 「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

##### 「勤務時間」

午前9時00分～午後5時15分までの週30時間

##### 「休憩時間」

午後0時15分～午後1時00分までの45分

##### 「休日」

- ア 土曜日、日曜日、火曜日か金曜日（任用が複数名の場合、調整する。）
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）（ア及びイに掲げる日を除く。）

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。